

地域が輝くスポーツしまね推進プロジェクト事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競技団体を核とした地域スポーツの振興を図るため、国民スポーツ大会正式競技団体（以下「競技団体」という。）が行う各種事業に要する費用に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 競技の普及促進や競技力向上、指導者や競技スタッフの育成等を目的とした練習会・講習会・フェスティバル等の実施に必要な交通費、宿泊費、使用料及び賃借料、謝金、消耗品費、図書印刷費、食糧費、保険料、大会参加費、理事長が特に必要と認める経費を対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において配分する。

(交付申請)

第4条 競技団体が補助金の交付を申請しようとするときは、次に掲げる書類を公益財団法人島根県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）に提出すること。

- (1) 補助金交付申請書 (様式1)
- (2) 事業計画書 (様式2)
- (3) 収支予算書 (様式3)

(請求手続き)

第5条 競技団体が補助金を請求する場合は、交付決定後補助金請求書（様式4）を提出すること。

(実施報告手続き)

第6条 各事業実施後速やかに、実施報告書（様式5）を理事長に提出すること。
※実施報告書には、領収書（本書）を添付すること。

(事業報告)

第7条 全ての事業が終了したときは、その日から1ヶ月以内または各年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 実績報告書 (様式6)
- (2) 事業報告書 (様式7)
- (3) 収支決算書 (様式8)

(額の確定及び通知)

第8条 理事長は、収支決算書及び報告書を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、競技団体に文書をもって通知する。
2. 競技団体は、補助金の額が確定したときにおいて、すでにその額を越える補助金が交付されている場合は、その越える額の補助金を直ちに返還しなければならない。

(帳簿の備付等)

第9条 競技団体は、当該事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し保管しなければならない。
2. 理事長は、必要に応じて帳簿及び証拠書類を提出させることができる。

(補助金交付の取消し)

第10条 競技団体が補助金を不当に使用し、又は会計に不明な点があるときは、補助金の一部又は全部を取り消しし、返還を求めることができる。